

## 目次一覧(大阪府内)

資料2

	阪南市	岸和田市	池田市	大東市	吹田市	豊中市	柏原市	寝屋川市	大阪狭山市	島本町	和泉市	泉南市	門真市	河南町	合計
施行日	21.7.1	17.8.1	18.4.1	18.4.1	19.1.1	19.4.1	19.4.1	20.4.1	22.4.1	23.4.1	23.9.1	24.10.1	26.1.1	26.4.1	
1 目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
2 最高規範性 (条例の位置づけ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		12
3 定義	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	12
4 人権の尊重									○						1
5 基本理念	○		○		○		○	○					○		5
6 基本原則		○			○	○	○			○	○	○	○	○	9
7 市政運営の基本原則						○									1
8 参加及び協働の原則	○										○	○			2
9 情報共有の原則	○				○				○	○	○	○			5
10 財政自治の原則 (財政運営)	○			○	○	○		○							4
11 市民の権利	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	12
12 市民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13
13 子どもの権利保障												○			1
14 事業者の権利		○		○	○										3
15 事業者の責務		○		○	○	○			○		○	○	○		8
16 議会の役割(権限)	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	11
17 議会の責務	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	12
18 議員の責務	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	12
19 市長の責務	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○	9
20 市長の権限				○		○		○				○			4
21 市長を除く執行機関の責務	○	○	○	○	○		○	○					○		7
22 職員の責務	○	○	○		○	○		○	○		○	○	○	○	10
23 人材育成				○		○					○				3
24 地域コミュニティ活動 (地域自治組織)		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	11
25 市民活動団体	○														0
26 計画策定等における 市民参画	○		○				○				○				3
27 市民参画の手続	○				○		○			○				○	4
28 市民参画の推進	○			○	○	○		○	○					○	6
29 協働(協働における原則)	○	○		○	○	○		○	○		○		○		8
30 参画(参画における原則)		○				○			○						3
31 子どもの育成				○							○				2
32 危機管理	○			○		○		○			○	○		○	6
33 審議会等への参画					○				○	○		○			4
34 審議会等の運営		○	○								○				3
35 審査会等の委員(の選任)						○	○								2
36 情報の収集及び活用	○											○			1
37 情報公開等(情報の共有)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	11
38 個人情報の保護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	11
39 パブリックコメント			○	○						○		○			4
40 意見公募手続		○				○	○		○	○		○			6
41 説明責任	○	○			○		○		○	○	○	○			7
42 意見、要望等への応答	○		○	○			○				○	○			5
43 住民投票	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	11
44 総合計画	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	12
45 他の機関との連携	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	10
46 市外の人々との交流												○			1
47 組織		○		○	○	○			○						5
48 法務		○				○						○			3
49 法令遵守				○		○		○							3
50 公益通報				○											1
51 財務		○							○	○	○	○			5
52 行政運営の原則											○				1
53 行政手続			○	○		○		○		○	○	○		○	8
54 行政評価		○	○	○	○	○		○	○	○	○				9
55 外部機関その他第三者 による監査		○													1
56 自治推進委員会			○		○						○		○		4
57 国際交流												○			1
58 条例の推進	○											○		○	2
59 条例の見直し	○	○		○	○			○	○	○	○	○		○	9
60 条文数	31	34	22	30	33	32	24	27	30	22	34	35	17	22	